

平成 27 年 10 月 15 日  
公益社団法人日本監査役協会

## 監査報告のひな型の改定について

公益社団法人日本監査役協会は、監査法規委員会において、会社法及び法務省令の改正を踏まえて、「監査報告のひな型」の見直しを進めてまいりました。このたび、当協会として最終的に取りまとめましたので、公表いたします。

このたびの改定では、事業報告又は事業報告の附属明細書に記載されている親会社等との取引について、会社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、監査役（会）の意見を記載しなければならないこと（会社法施行規則第 118 条第 5 号、第 129 条第 6 号、第 130 条第 2 項第 2 号）に対応したほか、いわゆる内部統制システムについて、会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制について会社法において規定されることとなったことに対応しています。

また、形式面では、より読みやすくなるよう監査の方法及びその内容においては、段落分けを行い、それに合わせて一部記載箇所を移動しています。

さらに、監査報告の内容をより具体的な記載例が可能となるよう注記の記載内容を具体化させています。

当協会が公表する「監査報告のひな型」は、従来から、会社法及び関係法務省令が定める最低必要事項を充足するとともに、各自・各社の監査活動の実態を十分に反映しながら、監査活動の透明性を高め、監査の信頼性を確保することをできるだけ充たすことを目指したものです。本ひな型とその注記を参考にし、この目的を達成することが期待されます。

---

※当協会が、平成 21 年 4 月 3 日に公表した「財務報告に係る内部統制報告制度の下での監査報告書記載上の取扱いについて一文例集の作成に当たって一」については、必要な改正を行い、後日あらためて公表する予定です。

また、「監査委員会監査報告のひな型」の改定及び「監査等委員会監査報告のひな型」についても、目下検討中であり、後日あらためて公表いたします。

以上